

昭和34年9月28日

總務部長

總務部長 殿

名古屋支店長 代

才 / 5号台風の被害状況等 (才 / 報)

今次 / 5号台風は管内各地に甚大な惨害を齎らし、特に名古屋市南部 (港、中川、南区)、愛知県海部郡、半田市、桑名・四日市方面の被害は甚しいものがあつた。現在迄のところ判明した被害状況等下記の通り取りあえず報告致します。

記

1. 当店関係

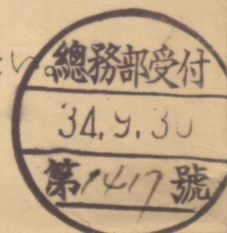
(1) 営業所

硝子、瓦等の一部破損、並びに雨漏り程度の被害はあつたが営業上の支障はない。

(2) 行員被災

	男子 名	女子 名	計 名
連絡不能	9	1	10
家屋水没	3	5	8
軽傷	1	1	2
その他出勤していないもの	14	12	26
計	27	19	46

(注) 欠勤多数に上つているが人繰りは今の処支障ない。



(3) 行舎関係

被害甚大なもの（屋根が消失したもの等）	4 戸
被害大なるもの（壁の消失等）	13 戸
瓦、屋根、塀の損壊等	全 戸
倒 木	170 本

(4) 自家、借家利用関係

詳細不明ながら相当な被害の見込

2. 管下金融機関

連絡困難（特に三重県、愛知県海部郡、岐阜県北部）のため詳細不明ながら、海部郡並びに名古屋市港区の一部を除いては概ね営業を行つている模様。

(1) 金融機関の営業状況

イ、名古屋市南部

名古屋相互銀行港支店（浸水2メートル）は本日は営業不能。明29日より取りあえず取引先商店の宣伝カーを借用、近接地区で営業開始の予定。また同行の移動出張所2、中央相互同地区移動出張所2も同様本28日営業不能（明29日は営業可能の見込）。

1
2
2

このほか東海銀行内田橋（浸水2メートル）、笠寺、尾頭橋、住友銀行尾頭橋等を首め各行支店が浸水のみ、一部では金庫室、帳憑類が水浸しとなつたが営業には支障がない。

ロ、海部郡弥富地区

浸水なお甚しく連絡不能であるが、銀行、相互、信金、
県信連支所・農協等何れも甚大な被害を蒙り営業はほとん
ど不能とみられている。

ハ、三重県

四日市、桑名地区についても詳細は不明であるが、
百五銀行東富田出張所が営業不能となつた（母店たる同行
富田支店で業務取扱中）ほかは、大垣共立銀行桑名、東海
銀行富田、百五銀行富田等各支店がノートル前後浸水を
みたものの何れも営業には支障ない模様。

志摩半島、紀州地区は警察無電によれば百五銀行九鬼支
店が個人宅を借用の上営業中の由であるが、その他につい
ては不明である。

ニ、そのほか、知多半島半田地区で東海銀行半田支店が浸水、
北濃、尾西、名古屋北部、春日井、小牧地区等もかなりの
被害があつた模様であるが営業には概ね差支えない見込。

なお、大垣共立銀行関支店は行員が殆ど出勤せず、実質
上開店休業の状態と同行名古屋支店は推測。

(2) 本行代理店関係

イ、当店と直接連絡のつかない店舗が多い（三重県下全代理
店、岐阜県下八幡、御嵩）が、^{7/28}本日は目立つた支払予想も
なく支障はない模様。

ロ、歳入代理店のうち各行本店との連絡がとれないものはかなりある模様（特に三重県南部）。

3. 当面の応急措置

(1) 銀行券

イ、台風襲来の報に備え、当店としては26日中に現金手当
を行うよう各行を指導、これにより東海銀行100百万
円、十六銀行85百万円、百五銀行50百万円特に手当し
た。

ロ、さらに本日^{7/28}百五銀行寄託券（26日残高309百万円）
につき臨時払出を指示（百五銀行名古屋支店よりの無線
を利用）、これにより185百万円の払出を実施（百五銀行
本店155百万円、東海銀行津支店30百万円）。

ハ、なお、百五銀行寄託券増額のため、明29日500百万
円当店にかわり大阪支店より寄託方同店に依頼。

ニ、損傷券引換臨時措置として29、30の両日発券課員3
名を半田代理店（東海半田支店）へ派遣することとした。

なお、状況により大垣、揖斐川、津島、西尾、碧南各代理店に損傷券引換方の委嘱を検討中。

（注） 本日の当店における水害関係損傷券引換は1,759
枚、3,552千円。

ホ、市中各行は、被害甚大地区への現金緊急輸送を実施（東

海銀行は四日市地区に対し180百万円をジープで輸送、大和銀行は岐阜經由四日市支店へ10百万円、オ一銀行は京都支店から四日市支店へ30百万円、日本勸業銀行は大坂支店から津支店へ50百万円それぞれ自動車輸送)、概ね順調に到着した模様。

へ、本日の当店銀行券発行超39億円(内災害関係20億円見当)。これに伴い当店貸出増2.2億円。

(2) 代理店関係

イ、各行よりの連絡により、代理店業務は支障なく遂行されている旨確認。

ロ、代理店預け金の本日引揚分(307百万円)の引揚猶予を実施した。

ハ、当面当店よりの人員派遣の要は認められないが、情勢によつてはその実施方を検討中。

(3) 金融面の応急対策

イ、名古屋銀行協会は、本日午前11時緊急理事会を開催、別紙(1)のごとく手形交換の臨時措置並びに罹災者に対する預金払出の特別措置を決定、同時に津、岐阜並びに四日市の銀行協会に同調方要請した。

(注) 名古屋銀行協会は主要新聞に上記措置を掲載し、周知方を^②覆る方針。

ロ、相互銀行、信用金庫、漁信連、県信連に対しては、東海財務局長並びに当店支店長連名で名古屋銀行協会の決定措置に同調方要請する。

ハ、なお、災害復旧関係資金の融資順位については、銀行局長より丙順位についても乙順位扱方を通達するよう当地財務局より本省へ連絡済み。

4. その他

一般被害状況別紙(2)の通り。災害復旧関係資金等未^詳済ながら本日佐々部商工会議所会頭、永井同中小企業委員会委員長等当店来訪、災害復旧融資特に中小企業に対する配慮方を陳情するところがあつた。

これに対し当店としては、その趣旨を諒承するとともに当面市内物価が異常高の傾向を示している現状に対し、財界としてこれが一般的物価騰貴の契機とならぬよう十分配慮するよう要請した。

以 上

写送付先 { 人事部、発券局、営業局、国庫局、
国債局、外国為替局、審査局、
文書局、管理部、静岡支店、大阪支店 }

昭和34年9月28日
名古屋銀行協会

台風才ノ5号による風水害の臨時措置について

1. 罹災関係手形等に関し交換所は9月28日から10月10日まで
下記の臨時措置を行うこと。

記

(1) 風水害による郵便物等の延着のため支払期日が経過した手形と雖も関係銀行間において適宜話合いのうえ交換持出差支えないものとする。

(2) 手形小切手の不渡についてはその原因が風水害に基ずくものと支払銀行において認定した場合は当交換所は差当り不渡処分を猶予し関係銀行間において話合いの上善処すること。

この場合不渡手形の附箋または不渡小切手面に記載すべき文言の直後に「罹災によるもの」と附記すること。

2. 罹災預金者の利便を図るため9月28日から10月末日まで
下記のとおり取り扱うこと。

記

(1) 預金証書または通帳を流失した罹災預金者に対しては保証人を徴し便宜支払うことができる。

この場合届出印章もない場合は拇印をもつてこれに代えることができる。

(2) 風水害による罹災預金者に対し事情已むを得ないと認められるときは応急生活資金程度を限度として定期預金（割増金附定期を含む）、定期積金の期限前払戻し、または当該預金を担保とする貸出に応ずる。但し流失により証書類がない場合には保証人を徴する。なお印章もない場合には拇印をもつてこれに代えることができる。

(3) 以上の取扱に当つては罹災者であることを確認するために罹災証明書を（様式別紙）を提出させる。

※ 本人であることが判明せる場合は裁量により保証人徴求等を省略し便宜取扱うことができる。

本取扱については事情を考慮し慎重を期し極力摩擦等なきよう取り計らうこと。

以 上

(別紙) 2

一般被害状況

	愛知	岐阜	三重	計
死者	1,095	69	299	1,463
負傷者	9,455	822	762	11,039
行方不明	487	10	708	1,205
家屋全壊	15,184	2,853	3,319	21,356
" 半壊	60,882	7,228	8,276	76,386
" 流失	582	115	551	1,248
床上浸水	64,223	4,102	35,026	103,351
床下 "	58,144	8,669	31,089	97,902
非住家被害	22,872	13,135	不明	36,007
田畑流失埋没	959	717	868	2,544
田畑冠水	11,199	12,278	23,583	47,060
道路損壊	397	489	609	1,495
橋流失	179	208	149	536
堤防決壊	171	106	265	542
崖くずれ	86	223	645	954
通信施設被害	14千余回線	14千余	19千余	47千余
(うち名古屋市は80千回線中72千回線不通、復旧見込不明)				
船舶	多数	不明	多数	
被災者概数	778,805	66,448	216,595	1,061,848
被災世帯数	155,761	13,277	55,651	224,689

(注) 愛知、岐阜両県は県警本部調べ、三重県は連絡不能のため中部日本新聞社調べ。